

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 8 9 号	三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	<p>【改正趣旨】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、兵庫県が設立した「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」への寄附金を個人住民税の寄附金税額控除に追加する。</p> <p>また、政府の自粛要請等を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等がその入場料等の払戻請求権を放棄した場合で、都道府県又は市区町村が条例で指定したときは、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることが制度化されたことから三田市市税条例の一部を改正するもの。</p> <p>【関係法令】</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号） 地方税法 等</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金への寄附金を寄附金税額控除に追加</p> <p>2 指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合、当該放棄した金額を寄附金税額控除に追加</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日。ただし、改正内容 1 の改正は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p>